

令和元年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月5日(木曜日)午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 放棄した債権の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 那珂川町森林環境整備基金条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 那珂川町印鑑条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第10号 | 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第11号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第12号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第13号 | 平成30年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について | (町長提出) |
| 日程第16 | 認定第 1号 | 平成30年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第17 | 認定第 2号 | 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |

- 日程第18 認定第 3号 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第19 認定第 4号 平成30年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について (町長提出)
- 日程第20 認定第 5号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (町長提出)
- 日程第21 認定第 6号 平成30年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (町長提出)
- 日程第22 認定第 7号 平成30年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
- 日程第23 認定第 8号 平成30年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者 兼会計課長	笹沼公一君
総務課長	高林伸栄君	企画財政課長	益子雅浩君

税務課長	小松重隆君	住民課長	大森新一君
生活環境課長	大武勝君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	益子泰浩君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	薄井亮君
小川出張所長	藤田善久君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	小室利雄君	学校教育課長	板橋文子君
生涯学習課長	佐藤裕之君	代表監査委員	岡洋一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	岩村房行	書記	笠井真一
書記	金子洋子		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（小川洋一君） 日程第1、報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率
についてを議題とします。
本件について報告を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成30年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の基準以下となりました。健全化法上においても指数が好転し健全段階と判断されておりますが、今後とも、行財政改革の継続的な推進を図り健全財政の運営に努めてまいりたいと考え

ております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実施赤字比率につきましては、普通会計を初め全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成29年度の7.9%に対し平成30年度は7.7%で、0.2ポイントの減となりました。

今後は、新庁舎整備事業や認定こども園整備事業で借り入れた合併特例事業債の償還が始まり、実質公債費比率が上昇していくことが想定されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成30年度は、昨年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3、監査委員の意見につきましては別紙をごらんいただきたいと思います。

以上で平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（小川洋一君） 日程第2、報告第2号 放棄した債権の報告についてを議題とします。
本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

平成30年12月に制定しました那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄しましたので、同条例第16条の規定により議会に報告するものであります。

平成30年度中において、同条例第15条第1項各号に該当すると認められましたので、1,353万7,931円、223人の債権を放棄いたしました。町にとっては貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

ケーブルテレビ利用料につきましては、那珂川町債権管理条例第15条第1項第6号に該当するものとして210万9,536円で39人の債権を放棄いたしました。

水道料金につきましては、同条例第15条第1項第1号に該当するものとして63万2,915円で10人、第2号に該当するものとして205万2,634円で22人、第4号に該当するものとして613万3,147円で112人、第6号に該当するものとして260万9,699円で40人、合わせて1,142万8,395円で184人の債権を放棄いたしました。

ケーブルテレビ利用料と水道料金を合計いたしますと、1,353万7,931円で223人の債権放棄となりました。

以上で放棄した債権の報告についての補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております長谷川久夫氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

長谷川委員におかれましては、平成29年11月29日から委員としてご活躍いただいております。また、同氏は、高潔な人柄で、教育行政に精通するとともに教育に対する見識も深く、教育委員として適任者であります。

つきましては、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、長谷川久夫氏、飯塚 基氏、小幡絹代氏、渡邊芳枝氏の4名の委員であります。

ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第2号 那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、地方公務員法の改正により新設された会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明いたします。

地方公務員法の改正により、非正規職員のうち一般非常勤職員と位置づけるべき職が会計年度任用職員として新たに制定され、令和2年4月1日より施行されます。また、非正規職員の任用の厳格化により、現行の特別職非常勤職員の一部、また臨時的任用職員の大部分についても、会計年度任用職員に振りかえて任用されることとなります。

つきましては、今回、会計年度任用職員に関する条例を定めるものであります。

議案書をごらんください。

本条例は、第1章総則として第1条から第3条まで、第2章フルタイム会計年度任用職員の給与として第4条から第16条まで、第3章パートタイム会計年度任用職員の給与として第17条から第26条まで、第4章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償として第27条から第28条まで、第5章雑則として第29条から第31条までを規定しています。

それでは、各条文についてご説明いたします。

第1条は、趣旨で、地方公務員法並びに地方自治法に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めると規定したものであります。

第2条は、定義で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員については地方公務員法に基づくことを規定したものであります。

第3条は、会計年度任用職員の給与で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員、それぞれの給与の内容と支払い方法等について規定したものであります。

第4条は、給料で、会計年度任用職員の給料については、那珂川町職員の給与に関する条例の給料表を準用することを規定したものであります。

第5条は、職務の級で、会計年度任用職員の給料表に定める職務の級について、別表第1の等級別基準職務表を定め、任命権者が決定することを規定したものであります。

第6条は、号給で、新たに会計年度任用職員となった者の号給は、町規定に基づき任命権者が決定することを規定したものであります。

第7条は、給料の支給で、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給日等は、町職員の規定を準用することを規定したものであります。

第8条から第12条は、各種手当で、フルタイム会計年度任用職員の各種手当に関する事項は、町職員の規定を準用することを規定したものであります。

第13条は、端数処理で、給料や手当に関する1時間当たりの額を算定した際の1円未満の端数処理を規定したものであります。

第14条は、期末手当で、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、町職員の規定を準用し、期末手当を支給することを規定したものであります。

第15条は、1時間当たりの給与額の算出で、時間外勤務手当等や欠勤の際の減額に係る1時間当たりの額の算出方法を規定したものであります。

第16条は、給与の減額で、欠勤の際の給与の減額を規定したものであります。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬で、パートタイム会計年度任用職員の月額、日額、時給での報酬額の算出方法を規定したものであります。

第18条は、特殊勤務に係る報酬で、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当は、町職員の規定を準用し、報酬として支給することを規定したものであります。

第19条は、時間外勤務に係る報酬で、正規の勤務時間以外を勤務したパートタイム会計年度任用職員には、その勤務をした時間区分により割り増しの時間報酬を支給することを規定したものであります。

第20条は、休日勤務に係る報酬で、休日における正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員には、割り増しの時間報酬を支給することを規定したものであります。

第21条は、夜間勤務に係る報酬で、午後10時から午前5時までを正規の勤務時間として夜間勤務したパートタイム会計年度任用職員には、時間報酬を加算して支給することを規定したものであります。

第22条は、報酬の端数処理で、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬で、1時間当たりの額を算定した際の1円未満の端数処理を規定したものであります。

第23条は、期末手当で、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対し、町職員の規定を準用し、期末手当を支給することを規定したものであります。

第24条は、報酬の支給で、パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間や支給日等について規定したものであります。

第25条は、勤務1時間当たりの報酬額で、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る1時間当たりの報酬額の算出方法を規定したものであります。

第26条は、報酬の減額で、パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を欠勤した際の1時間当たりの報酬を減額することを規定したものであります。

第27条は、通勤に係る費用弁償で、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当については、町職員の規定を準用し、費用弁償で支給することを規定したものであります。

第28条は、公務のための旅行に係る費用弁償で、パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行に係る費用を負担するときは、町職員の規定を準用し、費用弁償で支給することを規定したものであります。

第29条は、給与からの控除で、会計年度任用職員は、町職員の規定を準用し、給与から各種控除することができることを規定したものであります。

第30条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与で、本条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は、任命権者が別に定めることを規定したものであります。

第31条は、委任で、本条例の施行に関し必要な事項は町規則に委任することを規定したものであります。

附則は、条例の施行期日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大金 清君。

○3番（大金 清君） この条例の制定は、今の臨時職員の方がこの制定にかかわるということだと思います。今まで、臨時職員といえば時間当たりの単価でやっておりました。それがずっと固定されていたと思うんですけども、この条例制定に伴って、毎年、条件を整えば時給も上がっていくということになると思いますが、現在、その職種が45、臨時職員が114名ということでございますけれども、トータル的にどのぐらい町は出費するのか、その辺伺えればと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） どのぐらいの費用が増額するかというご質問かと思いますが、おおよその試算であります。800万円程度の増額と見込んでおります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

○3番（大金 清君） わかりました。

今まで臨時職員の時間当たりの単価が固定されておりました。それよりも多くなるのかどうかですね。45種ありますけれども、その辺はどうなのか。

今回、やはり働き方改革、また同一労働同一賃金ということもございます。この前、最低賃金が発表されました。一番高い東京都は時間当たり1,013円、平均だと901円、栃木県におきましては853円ということでございます。それにはかなり上乘せがあると思いますけれども、その1時間当たりの単価が今回の給料の見直しで上がるのかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 現在、日額あるいは月額、それと時給という形で支給し、それぞれありますが、全てについて現在よりは上がるということでございます。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 先日の全員協議会の中でお聞きしたところ、那珂川町の45種114名の臨時職員は全てパートタイム会計年度任用職員であったということをお聞きしました。状態として残業が常態化していて、フルタイムと同じような状況で働いている臨時職員があるのではないかとこの部分も含めて、この条例を準用する前にその実態調査をしていただいて、

実際にフルタイム会計年度任用職員として認めるべき職種があるのかどうかということをごきちん把握していきべきだというふうに思いますが、その辺は実態調査をしていただけるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 実態調査をして、パートタイムではなくフルタイムでということでございますが、実態については担当課を中心に把握しているというところでございます。正規の職員で足りない部分を補完するという意味での会計年度任用職員と捉えておりますので、現在の状況を踏まえて、議員提案の部分も検討してまいりたいと考えています。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「議長、4番」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論は、反対討論を許可します。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 私は、来年度から始めようとしている会計年度任用職員制度そのものに反対をしています。

なぜかという、先日の全協でもお聞きしましたが、なぜ会計年度任用職員制度を発足させるのかというそのところが、その理由が私は間違っていると思いました。現在の制度の問題提起に対して解決方法が間違っていると思えます。

例えば一般職非常勤職員について、制度上、期末手当など各種手当が支給できない、そういうことだから会計年度任用職員という、そういう結論になっていましたけれども、制度を手直しして支給できるようにすればそれで事足りると私は思います。

現在はパートタイムの会計年度任用職員ということで来年の4月からなるということですが、わざわざフルタイム会計年度任用職員ということもここでうたわれています。フルタイム会計年度任用職員ということになりますと、毎年毎年、雇いどめになるわけです。基本的に1年ごとにまた採用されると、採用されるために応募するということになると思えます。基本的には、町の職員は正規で採用すべきであるというふうに考えます。

このフルタイム会計年度任用職員の制度ができるということになると、同じような仕事を、

正規の職員と同じようなことをやることになるというふうに思います。ということは、すぐにはならなくても、やがては正規職員をフルタイムの会計年度任用職員として1年こっきりの採用、また応募すれば次の年採用ということで、正規職員にはならない、そういう職員がふえていくのではないかという疑念が晴れません。

ですから、私は、会計年度任用職員の制度設計そのものに反対をいたします。

○議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第3号 那珂川町森林環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町森林環境整備基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る森林経営管理制度が本年度から施行され、その財源として森林環境譲与税が交付されることから、財源を有効に活用し、森林整備を実施することを目的に基金条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 補足説明をいたします。

条例案をごらんください。

第1条は、那珂川町における林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の普及啓発及び森林整備に要する事業に充てる基金の設置目的を定めております。

第2条は、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしております。

第3条は、基金の管理について定めております。

第4条は、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れることを定めております。

第5条は、繰りかえ運用の規定を定めております。

第6条は、基金の処分について、第7条は、委任について定めております。

附則については、施行期日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大金 清君。

○3番（大金 清君） 森林環境譲与税ということで、ことし1,100万円程度入るということでございますが、こちら基金ということでこれは私も認めているところですが、今後、この設置条例に沿った、きちっとした森林環境整備計画を立てていただいて、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。その計画を立てるかどうかお伺ひします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） この制度では、町がまず一番に実施することは、手入れの行き届いていない森林を整備していくということを一番に考えております。それには、那珂川町の森林を1年で実施することはできませんので、年度別の実施地域を選定して、そのような中で計画を策定して整備していくと。それに伴う各種の事業につきましても事業実施要綱を定め、また補助金を必要とするような事業については補助金交付要綱を定めまして、制度を運用していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町森林環境整備基金条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第4号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正理由は、学校教育法が一部改正され、専門職大学及び専門職短期大学の制度が新たに設けられたことに伴い、那珂川町職員の修学部分休業に関する条例第2条第3項第1号中における修学部分休業を承認する教育施設に、専門職大学及び専門職短期大学を追加するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第5号 那珂川町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町印鑑条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑証明事務処理要領の一部が改正されたため、那珂川町印鑑条例について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、氏に変更があったものは住民票に旧氏の記載を求めることができることになったため、印鑑登録原票へ旧氏の登録を追加することなどです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 補足説明いたします。

第2条は、文言の訂正です。

第5条は、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は、氏名及び当該旧氏の登録を規定するほか、文言の整理を行うものです。

第12条は、氏に変更があった者の職権末梢に当たっては、旧氏を含むことを規定するものです。

附則は、施行期日を令和元年11月5日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町印鑑条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第6号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

町営松ヶ丘住宅に隣接する栃木県有旧那珂川警察署職員住宅について、建てかえにより不用となったため県より譲り受け、内装を改修し、用途廃止する町営松ヶ丘住宅の代替としての利活用も考慮し、町有住宅として運用するため、那珂川町有住宅管理条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第6号をごらんください。

今回の改正は、第2条の名称に「松ヶ丘住宅」、位置に「那珂川町馬頭2558番地10」を追加し、第8条の名称に「松ヶ丘住宅」、床面積に「46.6平方メートル」、月額使用料に「1万2,000円」を追加いたします。

次に、概要について資料1をごらんください。

旧那珂川警察署職員住宅については、県有で、職員住宅建てかえにより不用となりました。この職員住宅は、昭和49年に町有地に建設され、鉄筋コンクリートづくり4戸で耐震診断済み、浄化槽設置による水洗化がされております。

町では、那珂川町営住宅等長寿命化計画による取り壊しの必要な隣接する町営松ヶ丘住宅入居者の代替住宅としての利活用が可能であるため、平成30年4月に無償で譲り受け、同年度中に内装改修を行いました。

町営松ヶ丘住宅は、8棟42戸中、4棟22戸がくみ取り式トイレとなっており、衛生環境が低水準の状況であるため、該当する4棟からの旧那珂川警察署職員住宅への移動を交渉中であります。

該当の住宅の詳細については、資料2の配置図と間取り図をごらんください。

所在地は、那珂川町馬頭2558番地10、敷地面積は760平方メートル、建物は鉄筋コンクリートづくり2階建て、約80坪、4戸となります。建築年度は昭和49年で、45年経過してお

ります。

家賃については、引っ越しをしていただく方の住宅使用料の特例の適用も検討し、負担を減らせるようにしたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第9、議案第7号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、那珂川町奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 補足説明を申し上げます。

お手元の参考資料をごらんください。

今回の改正についてですが、まず1の改正理由として、学校教育法の一部改正により、大学制度に専門職業人の養成を目的とした新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学が規定されたため、2に記載いたしました那珂川町奨学金貸与条例について所要の改正を行うものです。

3の改正内容等についてですが、第3条は、奨学生の資格を定めたもので、資格要件に新たに専門職大学及び専門職短期大学を追加するもの、第6条は、奨学金の貸与額を定めたもので、貸与額の区分に同様に、新たに専門職大学及び専門職短期大学を追加するものです。

附則は、条例の施行日を定めたものです。

以上で那珂川町奨学金貸与条例の一部改正の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第10、議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法及び学校教育法の一部改正に伴い、那珂川町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明申し上げます。

参考資料をごらんください。

第9条は、工事の施行を定めたもので、水道法施行令の一部改正に伴い、引用条文が変更されたため改正するものであります。

第35条は、手数料を定めたもので、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新手続が導入されたことにより、更新手続の際の申請者からの徴収額を1万円と定めるものです。また、指定に係る手数料の額を「1万5,000円」から「1万円」に減額するものです。

第39条は、給水装置の基準違反に対する措置を定めたもので、水道法施行令の一部改正に伴い引用条文が変更となったため、改正を行うものです。また、文言の整理であります。

第47条は、布設工事監督者の資格を定めたもので、学校教育法の一部改正に伴い専門職大学が設けられたことに伴い水道法施行令が改正され、資格要件に「専門職大学の前期課程」を追加するもの、及び技術士法施行規則の一部改正により技術士となるための2次試験の試

験科目の見直しが行われ、水道法施行規則が改正され、技術士の資格要件から同科目に係る要件を削除するものです。

第48条は、水道技術管理者の資格を定めたもので、学校教育法の一部改正により専門職大学が設けられたことに伴い水道法施行令が改正され、資格要件に「専門職大学の前期課程」を追加するものです。

附則は、施行期日を定めたもの及び経過措置を定めたものであります。

以上で那珂川町水道事業給水条例の一部改正の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号・議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第11、議案第9号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号から議案第10号 令和元年度那珂川町一般会計及び介護保険特別会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、小川総合福祉センターの施設管理や災害復旧に係る費用のほか、国・県等の補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は1億円となり、補正後の予算総額は82億6,000万円となりました。

また、現在整備事業が進められております子育て支援住宅について、賃貸借契約の準備をするに当たり、子育て支援住宅の賃借に係る債務負担行為を新たに定めることといたしました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、民生費で、小川総合福祉センター施設管理費や障害者補装具費等に5,304万8,000円を計上しました。

第2は、農林水産業費で、県単農業農村整備事業費や森林環境整備事業費等に2,331万円を計上しました。

第3は、災害復旧費で、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費に1,415万8,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正予算は介護保険システム改修費等100万円を計上するもので、その財源は国庫支出金、繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は19億4,600万円となりました。

以上、一般会計及び介護保険特別会計補正予算についてその大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為であります。現在整備事業を実施しております子育て支援住宅に係る賃借料について、今年度から賃貸借契約に係る準備を進めるため、期間を令和元年度か

ら令和31年度までとし、限度額を9億円と定めるものであります。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明させていただきます。

1款町税、3項2目環境性能割の補正額は200万円の増で、10月からの軽自動車税に係る環境性能割の創設により新たに計上するものであります。

2款地方譲与税、4項1目森林環境譲与税の補正額は1,133万2,000円の増で、今年度からの森林環境譲与税の創設により新たに計上するものであります。

8款1項1目自動車取得税交付金の補正額は900万円の減で、自動車取得税交付金の9月での廃止によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は125万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は62万5,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。2項2目民生費県補助金の補正額は43万2,000円の増で、子ども子育て支援事業費に係るもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は576万円の増で、県単農業農村整備事業費400万円のほか、環境保全型農業直接支払交付金73万5,000円、9ページに続きます。中山間地域実践活動支援事業費60万円、元気な森づくり市町村交付金42万5,000円であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,963万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は4,596万9,000円で、財団法人自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円、カーボンマネジメント事業費4,346万9,000円であります。

22款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金の補正額は200万円の増で、10月からの自動車税に係る環境性能割交付金の創設により新たに計上するものであります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、3項2目賦課徴収費の補正額は350万円の増で、徴収事務費は法人町民税に係る還付金を計上するものであります。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の補正額は250万円の増で、障害者補装具費は、補装具購入に係る費用を助成するもの、3目法人福祉費の補正額は20万6,000円で、介護保険特別会計繰出金は、介護保険システム改修に係る事務費繰出金、4目総合福祉センター費の補正額は4,760万円の増で、小川総合福祉センター施設管理費は、小川総合福祉センター照明

のLED化工事に係る費用を計上するものであります。

2項2目認定こども園費の補正額は231万円の増で、認定こども園諸費は、子育て支援住宅の整備による園児数の増加に対応するため、わかあゆ認定こども園の改修に係る設計委託料、3目児童措置費の補正額は43万2,000円の増で、児童措置諸費は、幼児教育・保育の無償化に伴う例規の整備に係る業務委託料を計上するものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は58万5,000円の増で、衛生総務諸費は、臨時職員1名の雇用に係る費用を計上するものであります。

11ページに入ります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は158万1,000円の増で、農業振興諸費は、道の駅ばとうのホームページ作成に係る中山間地域実践活動支援事業補助金60万円、地球温暖化防止や生物多様性保全に取り組む農業者に支払われる環境保全型農業直接支払交付金98万1,000円、5目農地費の補正額は997万2,000円の増で、町単農村振興事業費77万2,000円は用水路改修工事2件に対する補助金、県単農業農村整備事業費920万円は、農道舗装工事、用水路改修事業が追加認定になったことによる費用を計上するものであります。

2項2目林業振興費の補正額は1,175万7,000円の増で、とちぎの元気な森づくり事業費42万5,000円は、追加認定になったことによる費用、森林環境整備事業費1,133万2,000円は、森林環境譲与税を原資とする基金への積立金を計上するものであります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は116万6,000円の増で、観光施設管理費は、町定住センター厨房の冷蔵庫の改修に係る工事請負費を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は79万6,000円の増で、土木総務諸費は、臨時職員1名の雇用に係る経費を計上するものであります。

12ページに入ります。

9款教育費、4項2目公民館費の補正額は46万4,000円の増で、公民館活動費は、松野、三輪、大内の自治公民館3カ所の修繕に係る補助金、3目図書館費の補正額は15万7,000円で、図書館管理運営費は馬頭図書館の雨漏りに係る修繕料、4目文化費の補正額は250万円の増で、文化振興費は、小川地区山車保存会に対する太鼓の修繕等に係る一般コミュニティ助成事業補助金、5目美術館費の補正額は31万6,000円の増で、美術館管理運営費は、非常勤職員に係る費用弁償を計上するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は125万6,000円の増で、本年5月21日及び7月30日の豪雨により被災した用水路等7件の復旧費用に係る補助

金を計上するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は1,290万2,000円の増で、本年5月21日及び7月30日の豪雨により被災した町道4カ所の復旧に係る工事請負費を計上するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項5目事業費交付金の補正額は20万5,000円の増で、介護保険システム改修費の費用の2分の1補助分です。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金の補正額は20万6,000円の増で、同様に介護保険システム改修に係る費用です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は58万9,000円の増で、第1号被保険者還付金及び地域支援事業費に対する支払基金過年度返納金に前年度繰越金を充てたものです。

9ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は41万1,000円の増で、令和元年10月に実施される介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修に係る費用です。

7款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金の補正額は40万円の増で、65歳以上の第1号被保険者に対する過年度分の介護保険料還付金です。1項2目償還金の補正額は18万9,000円の増で、地域支援事業費に対する支払基金交付金の精算による過年度返納金です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

12番、阿久津武之君。

○12番（阿久津武之君） 1点だけお聞きしたいと思います。

不勉強なんでちょっとわからないので、一般会計の11ページ、農業振興費の中の環境保全型農業98万円とありますよね。実際に、具体的にお話ししていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 環境保全型交付金は、有機栽培、無農薬栽培を推進するということで交付金として扱っております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 1点だけちょっとお伺いをさせていただきます。

ページ数で言うと10ページです。総合福祉センターの請負工事費で、ご説明があったようにLED化の工事をするということで4,700万円補正を上げられたということは、これはいいことだと思うんですけども、金額が金額なので、私から判断すれば、当初予算の計画で上げてこの事業を進めてもよかったのではないかと思うんです。補正でこの大きな数字が出てきたというのは何か理由があったのかなと思うんですけども、その理由をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） この工事費なんですけれども、生活環境課で実施しております二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を利用して、歳入にもありましたが、カーボンマネジメント事業ということで採択を受けたことによる今回の補正となっております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第9号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号・議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第13、議案第11号 財産の取得について、日程第14、議案第12号 財産の取得について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号及び議案第12号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車の更新に伴う財産の取得であります。取得する財産は、消防ポンプ自動車を第2分団第1部に、小型動力ポンプ積載車を第5分団第3部に配備するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により3社を指名し、6月17日に入札を実施い

たしました。その結果、第2分団第1部の消防ポンプ自動車は1,831万5,000円で栃木県消防整備株式会社が落札し、法定費用等9万7,000円を加え、1,841万2,000円で決定いたしました。第5分団第3部の小型動力ポンプ積載車については、1,133万6,050円で合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等8万845円を加え、1,141万6,895円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明をいたします。

お手元の議案書、議案第11号をごらんください。

まず、取得する財産、消防ポンプ自動車1台。

契約の方法、指名競争入札。

取得価格、1,841万2,000円。

契約の相手方、栃木県宇都宮市桜1丁目1番1号、栃木県消防整備株式会社、代表取締役村田宣夫です。

次に、参考資料、入札結果をごらんください。

入札の経過ですが、指名競争入札により3社を指名し、6月17日に入札を実施いたしました。開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者、栃木県消防整備株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1,837万円であり、落札率は99.7%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる6月21日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1,665万円に消費税相当額166万5,000円を加えた1,831万5,000円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等9万7,000円を加えた1,841万2,000円が契約書記載金額となります。

また、納期については令和2年3月13日としました。

次に、車両の仕様について説明いたします。

消防ポンプ自動車は、第2分団第1部、健武に配備予定で、車体本体に艤装を加え、消防

車両として必要な装備品、積載品、取り付け品等を装備した車両となります。

続きまして、お手元の議案第12号をごらんください。

取得する財産、小型動力ポンプ積載車1台。

契約の方法、指名競争入札。

取得価格、1,141万6,895円。

契約の相手方、栃木県小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札結果をごらんください。

入札の経過ですが、指名競争入札により3社を指名し、6月17日に入札を実施いたしました。開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1,177万円であり、落札率は96.31%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる6月21日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1,030万5,500円に消費税相当額103万550円を加えた1,133万6,050円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等8万845円を加えた1,141万6,895円が契約書記載金額となります。

また、納期については、消防ポンプ自動車と同様に令和2年3月13日としました。

次に、車両の仕様について説明いたします。

小型動力ポンプ積載車は、第5分団第3部、浄法寺梅曾に配備予定で、車体本体に小型動力ポンプを電動油圧昇降装置式で積載し、艀装を加え、消防車両として必要な装備品、積載品、取り付け品等を装備した車両となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第11号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第15、議案第13号 平成30年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 平成30年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへ積み立てることに伴い議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明申し上げます。

別紙、平成30年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

一番右の列であります、平成30年度の未処分利益剰余金の金額は1億1,230万3,520円
であります。このうち議会の議決による処分量は1億1,230万3,520円であり、その内訳は、
自己資本金への組み入れが3,096万5,585円、建設改良積立金への積み立てが8,133万7,935
円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 平成30年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のと
おり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（小川洋一君） 日程第16、認定第1号 平成30年度那珂川町一般会計歳入歳出決算
の認定について、日程第17、認定第2号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会
計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 平成30年度那珂川町国民健康保
険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 平成30年度那珂川町後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第5号 平成30年度

那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第6号 平成30年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第7号 平成30年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第8号 平成30年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、平成30年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

私は、2期目の町政運営に当たり、地域の力を育み生かすための支援、効率的な行財政基盤の確立、都市基盤と生産基盤の整備、生活環境の保全と基盤整備、社会保障基盤の充実、教育基盤の整備の6つを新しい事業の柱として、住んでいてよかった、那珂川町に来てよかったとだけいただける魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご協力、また各般にわたり国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し深く感謝申し上げる次第であります。

さて、我が国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かっております。しかし、その一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

那珂川町においては、自主財源である町税がわずかな伸びを見せていますが、普通交付税については、算定基礎となる国勢調査人口が減少しており、また合併に伴う算定の特例期間が終了し、一本算定に向けた段階的な縮減が3年目となることから、実質的な交付税額は減額となっています。

このような町の厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度については、第2次那珂川町総合振興計画、那珂川町過疎地域自立促進計画とあわせて、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像と定め、町で生活する全ての

人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち各種施策を推進してまいりました。

まず、「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、昨年引き続き、町道76号線、和見立野線、一渡戸大鳥線など8路線を整備するとともに、橋梁の長寿命化対策として大松橋の舗装工事及び点検業務等を実施いたしました。

住生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、町消防団第5分団第1部と第7分団第2部の消防車両を更新いたしました。また、高齢者の運転免許証自主返納者に対し支援事業を43件実施しました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業及びがん検診の推進等、疾病予防対策事業を実施しました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の健診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施しました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施するなど、高齢者の生きがいがづくり及び要援護老人対策の事業を実施しました。また、新たに福祉相談センターを3カ所設置し、福祉相談窓口のワンストップ化を図るとともに、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め各種事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園3園、放課後児童クラブ2カ所、子育て支援センター2カ所を運営するほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるよう関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、研修会を開催し普及啓発を図るなど、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

また、子育て支援住宅整備事業を推進するため、事業用地を取得し造成工事を実施するとともに、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施しました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、各小・中学校において児童の教育環境の充実を図るとともに、馬頭高校存続に向けて、馬頭高校通学費等補助金を交付し通学環境の支援を行いました。

施設整備事業においては、馬頭小学校の大規模改修工事のほか、馬頭中学校及び小川中学校へのエアコン設置工事、学校給食センターの設備改修工事などを実施いたしました。

また、国際交流の推進では、国際交流ウィークエンド事業やホースヘッズ村との交流事業

を継続実施したほか、ホースヘッズ村については、訪町25周年を記念した訪問団を受け入れ、交流事業を実施しました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、中山間地域等直接支払交付事業、多面的機能支払交付事業により農地の保全活動を支援したほか、新規就農者や担い手の育成・支援事業を実施しました。

また、農業基盤整備のため、用排水路及び農道整備事業などを実施したほか、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施しました。

観光の振興では、観光協会等との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に観光、地域情報のPRを実施したほか、デスティネーションキャンペーンに参加し、「なかがわメシ」や「ふくろうがいっぱい展」などを企画するとともに、特に首都圏でのPRを強化し、交流人口の増加に努めました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化モデル事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政改革では、第3次行財政改革推進計画を着実に推進し、各種行政経費の節減等、継続的な取り組みを実施しました。

また、住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る対策として、「なかがわ元気フェスタ2018」を実施いたしました。

広域・地域間連携と交流の促進として、引き続き「ふくろう協定」を締結している豊島区と交流を図ったほか、秋田県美郷町に教育関係者を派遣し、秋田県の教育先進事例の視察交流を実施いたしました。

「まちづくり3大重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、結婚促進事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業のほか、産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施いたしました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため地域おこし協力

隊事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金を交付し、移住定住の促進を図りました。

また、地域経済と商店街の活性化を図るため、プレミアム商品券の発行事業を実施しました。

ここまで平成30年度に実施いたしました主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なもので、第1は、地方交付税で31億5,130万7,000円、第2は、町税で21億3,745万8,149円、第3は、町債で7億8,845万4,000円、第4は、国庫支出金で5億9,057万8,929円、第5は、繰入金で5億7,913万2,263円、続いて、県支出金で4億8,027万87円あります。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費21億641万9,658円で、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業のほか、子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、総務費14億6,579万551円で、旧庁舎解体事業、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、移住定住促進事業、個人番号カード交付事業費、地域おこし協力隊やふるさと納税などのまちづくり費などが主なものであります。

第3は、教育費11億2,951万607円で、馬頭小学校大規模改修工事、馬頭中学校及び小川中学校空調設置工事など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額91億8,405万4,719円、歳出総額85億1,607万3,420円で、歳入歳出差引額は6億6,798万1,299円あります。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額878万6,000円を控除すると、実質収支額は6億5,919万5,299円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として3億円を財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。小川地区に継続してサービスを提供するため小川サブセンターを移設したほか、放送センターの管理運営を図るためケーブルテレビ機器更新業務を行うとともに、各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額 5 億 7,839 万 7,016 円、歳出総額 5 億 7,127 万 3,045 円で、歳入歳出差引額は 712 万 3,971 円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額 22 億 7,013 万 4,596 円、歳出総額 22 億 927 万 6,908 円で、歳入歳出差引額は 6,085 万 7,688 円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額 2 億 1,584 万 372 円、歳出総額 2 億 691 万 3,364 円で、歳入歳出差引額は 892 万 7,008 円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 19 億 5,287 万 745 円、歳出総額 19 億 457 万 6,077 円で、歳入歳出差引額は 4,829 万 4,668 円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道施設の耐震工事や公共ます設置工事のほか、下水道処理施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 3 億 1,466 万 6,173 円、歳出総額 2 億 9,965 万 5,607 円で、歳入歳出差引額は 1,501 万 566 円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 5,355 万 5,084 円、歳出総額 5,076 万 9,544 円で、歳入歳出差引額は 278 万 5,540 円となりました。

最後に、那珂川町水道事業であります。上水道と簡易水道において水道水を安定供給するとともに、配水管布設がえ工事やポンプ交換工事などの各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は 4 億 973 万 9,018 円に対し、費用は 3 億 2,840 万 1,083 円で、純利益は 8,133 万 7,935 円となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げます。これらの決算につきましては、監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたしま

す。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

6日から16日までの11日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、6日から16日までの11日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

6日から16日までの11日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 56 分